

高齢者等入浴料助成券を4月1日から交付します

町では、在宅の高齢者や身に障がいを持つ方に対して入浴を通じ、健康増進および身体機能の維持向上を図ってもらうことを目的に入浴料助成券を交付します。

【対象者】

町内に居住している在宅の方で、次の①、②のいずれかに該当する方。

- ① 満65歳以上の方。
- ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方。

【助成金額】

1枚200円（各施設の入浴料金から200円を引いた金額をお支払ください）

【利用施設】

- ① 温泉旅館銀婚湯
- ② パシフィック温泉ホテル清龍園
- ③ 桜野温泉熊嶺荘
- ④ 温泉ホテル八雲遊楽亭
- ⑤ 八雲温泉おぼこ荘
- ⑥ 見市温泉旅館
- ⑦ 八雲町ひらたない温泉あわびの湯
- ⑧ 昭和湯

【交付枚数】 年間24枚

【交付窓口】

保健福祉課高齢者福祉係

（シルバープラザ内）

・ 住民生活課社会係

・ 熊石総合支所住民サービス課

・ 落部支所

【注意事項】

① 助成券は、施設1回の利用で1枚とします。

② 交付を受けた本人以外は利用できません。

③ 不正等があった場合は、助成額の返還を求められることがあります。

④ 平成26年度より、八雲町ひらたない温泉あわびの湯についても200円の助成となります。

⑤ 各施設の利用時間、定休日等については、各施設にお問い合わせください。

【バス運行予定施設】

パシフィック温泉ホテル清龍園、温泉ホテル八雲遊楽亭、八雲温泉おぼこ荘

※運行日、運行時間等の詳細については各施設へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

保健福祉課高齢者福祉係

（シルバープラザ内）

☎ 0137-64-2111

熊石総合支所住民サービス課

福祉タクシー助成券の受付が始まります

心身に障がいを持つ方や高齢者の方が、快適な在宅生活を営まれることを目的とし、社会参加や日常生活の中でタクシーを交通手段として利用する場合、その料金の一部を助成しますので、対象と思われる方は申請手続きをしてください。

また、この助成事業は「特定滞納者に対するサービス制限」の対象事業のため、世帯の中に制限を受けている方がいる場合は、助成を受けられないことがありますので、留意ください。

【対象者】

八雲町に居住している在宅の方で、町民税非課税世帯（4月～6月までに申請した場合）は25年度、7月～翌年3月までに申請した場合は26年度の課税状況）に属し、次のいずれかに該当する方。

- ① 身体障害者手帳を所持している下肢・体幹・視覚・内部障がいのある1～3級の方。
- ② 療育手帳を所持しているA判定の方。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持している1・2級の方。

④ 満80歳以上の方。
※なお、入院・入所の方は、退院・退所後に手続きしてください。

【助成金額】

年額7,200円以内

※申請月により交付枚数が次のようになります。

・ 4～6月申請

7,200円分(72枚)

・ 7～9月申請

5,400円分(54枚)

・ 10～12月申請

3,600円分(36枚)

・ 1～3月申請

1,800円分(18枚)

【使用制限】

八雲町内での利用に限ります。

【申請方法】

各手帳、申請者の印鑑（代理申請の場合は、代理で窓口に来られる方の印鑑も必要）を持参し、保健福祉課、住民生活課社会係、熊石総合支所住民サービス課、落部支所、相沼泊川出張所のいずれかへお問い合わせください。

【問い合わせ先】

保健福祉課高齢者福祉係

（シルバープラザ内）

☎ 0137-64-2111

熊石総合支所住民サービス課

民生委員児童委員の変更について

欠員および変更のありました地区の民生委員児童委員について、次のとおり委嘱になりましたのでお知らせします。なお、栄町5区につきましては、赤井義範委員（☎63-2090）が今任期間担当となりますのでお知らせします。

担当委員		担当区域
氏名	電話番号	
半谷 幸恵	64-2870	栄町④⑥
柴田 浩幸	66-2642	野田生⑤桜野全